

平成27年8月27日

まちづくり委員会資料

平成27年第4回定例会 専決処分報告の説明

報告第19号

市長専決処分第6項 和解について

まちづくり局

報告 和解について

1 相手方及び和解内容

No.	相手方	未払状況		支払計画		家賃月額
		未払月数	未払家賃	回数	分割支払月額（内）最終回	
1	** **	15 箇月分	663,700 円	27 回	25,000 円（13,700 円）	29,300 円
2	** **	10 箇月分	617,800 円	21 回	30,000 円（17,800 円）	43,400 円
3	** **	5 箇月分	382,000 円	39 回	10,000 円（2,000 円）	79,600 円

2 即決和解

当事者間の法的な紛争について、合意に達する見込みのあるとき、簡易裁判所に対して、請求の趣旨、原因、争いの実情を示して申し立てを行い、簡易裁判所の仲介によって和解を成立させる手続きである。（民事訴訟法第275条第1項）

和解が成立すると和解調書が作成され、この和解調書の記載は、確定判決と同一効果がある。

3 和解理由

相手方は、本件市営住宅の家賃を長期間滞納しており、未払家賃の一括支払が困難であるが、居住の継続を希望しており、即決和解したい旨の申出があったため。

4 管轄裁判所

川崎簡易裁判所

5 和解成立件数（参考）

平成25年度 37件、平成26年度 16件、平成27年度（7月末現在） 3件